

滋賀県知事 三日月 大造 様

要 望 書

< 要 望 事 項 >

1. 協会運営に対する支援について
2. 「浄化槽整備区域」の設定について
3. 単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を図るための支援等について
 - (1) 自治体が所有する単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換
 - (2) 合併処理浄化槽への転換に伴う助成策の充実
4. 浄化槽の適正な維持管理（保守点検、清掃および法定検査）の推進について
 - (1) 浄化槽の適正な維持管理に向けた取組
 - (2) 浄化槽の維持管理助成に係る予算の確保
5. 公的施設（避難所）における浄化槽の整備促進について

令和4年1月11日

公益社団法人 滋賀県生活環境事業協会

公益社団法人 滋賀県生活環境事業協会は、浄化槽法に基づき滋賀県知事の指定（昭和 60 年 10 月 11 日付）を受けた本県唯一の指定検査機関として、琵琶湖をはじめとする公共用水域等の水質保全のため、法定検査をはじめ浄化槽の適正な維持管理の推進に努めているところです。

合併処理浄化槽は、平成 18 年 2 月の浄化槽法の一部改正により「公共用水域等の水質保全」に有効な公益性の高い施設として、下水道並みの水処理能力を持つ生活排水処理施設に位置付けられました。

昨今、公共下水道の普及と相まって浄化槽は減少の一途をたどっていますが、現在もなお滋賀県内には 3 万基を超える浄化槽が県民の快適な生活を支えており、その優れた性能を十分に発揮させるため、関係法令に基づいた適正な維持管理が徹底されなければなりません。

県におかれては、三日月知事を先頭に持続可能な地域社会の実現に向けて、滋賀の SDG s（持続可能な開発目標）に取り組まれているところですが、とりわけ生活排水処理の分野では、下水道、農業集落排水施設および浄化槽のベストミックスが重要と考えるところであります。

令和 2 年 4 月からの浄化槽法の改正を受け、浄化槽関係四者による法定協議会が令和 3 年 5 月に設置され、浄化槽の適正な管理を図るべく都道府県知事（本県では権限移譲により各市町）による浄化槽台帳の整備など、浄化槽を取り巻く諸課題の解消に向け協議を始めているところです。また、浄化槽管理士への研修機会の確保のため当協会が滋賀県知事および大津市長から研修実施事業者としての認定を受け、有意義な研修となるよう進めています。

当協会では、浄化槽法の改正の趣旨が活かされるよう、引き続き、県と呼応した取り組みを通じて、県内の生活排水対策の一翼を担い、社会的責務を果たしてまいりますので、今後とも格別のご支援・ご指導をいただきますようお願いいたします。

つきましては、県財政の厳しい中ではありますが、次の事項について要望いたしますので何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

公益社団法人 滋賀県生活環境事業協会

会 長 安 田 全 男

副会長 長谷川 伸 夫 [滋賀フジクリーン(株)]

副会長 宮 下 政 之 [アムズ(株)]

副会長 小 山 浩 [水口テクノス]

1. 協会運営に対する支援について

滋賀県では、下水道の汚水処理人口普及率が 91.6%(令和 3 年 3 月末)まで進捗する中で、浄化槽は次々に下水道に切り替えられるとともに、かつては年間 5,000 基近くあった新設浄化槽も今や 200 基程度まで落ち込んでおります。

もとより、運営経費を縮減しながら、設置届や機種届などの事前相談や予備審査、法定検査そして指定研修の実施と、課せられた使命を果たすため精一杯努めておりますが、浄化槽の設置基数が減少する中で、年々運営が厳しさを増しています。今後とも継続的な運営が維持できるよう、格段のご理解とご支援をお願いします。

2. 「浄化槽整備区域」の設定について

今後残された汚水処理施設の未整備地域は、住居が点在する中山間地や山間の小さな集落であり、河川等の公共用水域等の水質保全のためにも浄化槽による効率的かつスピーディーな整備が求められます。

平成 29 年 3 月に策定された「滋賀県汚水処理施設整備構想 2016」では明らかにされておりませんが、**未整備地域における浄化槽の整備が着実に進むよう、各市町が「浄化槽整備区域」を設定され、生活排水処理基本計画に「浄化槽整備計画」を位置付けられるようご支援をお願いします。**また併せて、**当該整備計画の実施に伴う国予算の確保についてもご配慮をお願いします。**

3. 単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を図るための支援等について

滋賀県では、浄化槽のうち単独処理浄化槽が 40%(約 1 万 3 千基)を占めております。この中には各家庭に設置されているもののほか、各自治体が所有する単独処理浄化槽も含まれ、これらの浄化槽からの生活雑排水は未処理のまま身近な排水路や河川に放流され、琵琶湖の水環境に大きな負荷を与え続けています。

(1) 自治体が所有する単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換

県内には、県をはじめ各市町が所有する学校教育施設や庁舎等で単独処理浄化槽を設置しているところが 111 基(令和 2 年 3 月末現在)あります。

水質保全にあっては、住民の模範となるべき行政が率先して合併処理浄化槽への転換を進めることが肝要であり、とりわけ県所管の施設について早急に措置されるとともに、各市町に対しても県のご指導をお願いします。

(2) 合併処理浄化槽への転換に伴う助成策の充実

今後とも下水道が整備されない地域（下水道事業計画区域内であっても当分の間（7年以上）整備が見込まれない地域を含む。）にあつては、単独処理浄化槽から**合併処理浄化槽への転換経費の助成拡大が図られるよう、国に対する働きかけをお願いします。**

4. 浄化槽の適正な維持管理（保守点検、清掃および法定検査）の推進について

(1) 浄化槽の適正な維持管理に向けた取組

県においては、改正浄化槽法に基づき、令和3年5月に県、市町、業界ならびに当協会で組織する法定の協議会（滋賀県浄化槽適正処理促進協議会）を設置され、浄化槽を巡る諸課題の解消に向けて浄化槽関係四者で連携した取り組みを進められているところです。

特に、浄化槽台帳の整備は、浄化槽の適正な維持管理のためには必須であり、期限である令和4年度末が迫っている中、速やかに協議会を開催いただき県の主導のもと計画的かつ効果的な協議会運営を図られるとともに関係者に対する一層のご指導をお願いします。

(2) 浄化槽の維持管理助成に係る予算の確保

浄化槽の維持管理に係る支援策として、平成15年度に「滋賀県浄化槽維持管理事業」を創設され、平成21年度から自治振興交付金制度により運用されていますが、**今後さらにこの制度が広く活用されるよう、必要な予算の確保についてよろしくをお願いします。**

5. 公的施設（避難所）における浄化槽の整備促進について

浄化槽は、し尿および生活雑排水を処理するための施設として、下水道と同等の機能を有するとともに、『環境にも財政にも優しく、災害にも強い』とされており、地震災害発生時の全損率（阪神淡路大震災0.3%、東日本大震災3.8%、熊本地震6.5%）が低いばかりでなく、迅速に復旧できる汚水処理システムであります。

大規模地震災害時における防災、減災の観点に立って、下水道事業計画区域内外にかかわらず、県内の学校や公民館等の公的施設（避難所）における浄化槽の整備促進が図られるよう、県のご支援をお願いします。